

こども性暴力防止法について

(公益社団法人)全国私立保育連盟
常務理事 丸山 純

こども性暴力防止法策定の背景 ～なぜ必要だったのか～

- 学校・保育・塾・学童・スポーツ等、子どもと日常的に関わる現場での性被害が後を絶たない
- 加害者が「指導者」「支援者」「雇用される立場」として近づけてしまう構造があり、子どもが逃げにくい・声を上げにくい
- 事件が起きた後の対応(処分・逮捕)だけでは、子どもの心身に深刻な影響が残るため、未然防止の仕組みが求められた
- これまで日本では、職場を変えることで再び子どもに関わる仕事へ就けてしまうなど、「入口で防ぐ」制度が弱かった
- 海外(英国のDBS)を参考に、子どもに接する仕事の“就業前確認”を制度化する流れへ…

法律で何を整えようとしたか：日本版DBSの制度化

- 法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(通称:こども性暴力防止法)
- ねらいは、現場任せの努力ではなく、国の枠組みとして
 - ①事業者の責務を明確化
 - ②性犯罪歴等の確認(情報提供)
 - ③防止措置の整備を進めること
- 2024年6月19日に成立、6月26日に公布(令和6年法律第69号) 施行は2026年12月25日(準備期間を確保し、政令・ガイドライン整備を進める)

2025年に報道されたことも性被害報道の一部 ①

1月

- ・生徒にわいせつな行為をしたとして中学校元教員に懲役1年6ヵ月、執行猶予3年の判決

2月

- ・障害者施設利用者の小学生にわいせつな行為をしたとして障害者施設職員を逮捕
- ・学童保育施設で児童や女性職員を盗撮したなどとして元教室長を書類送検
- ・スポーツ施設で女子中学生にわいせつな行為をしたとして、不同意わいせつ容疑で施設の指導員を再逮捕

3月

- ・女子小学生にわいせつな行為をしたとして不同意わいせつの疑いで小学校教諭の男を逮捕
- ・勤務する高校の女子生徒に対して校内外でわいせつな行為を繰り返したとして高校教諭を懲戒免職

2025年に報道されたこども性被害報道の一部 ②

4月

- ・放課後等デイサービス事業所の利用児童に性的暴行を加えたなどとして事業所の元職員を逮捕

5月

- ・ソフトボールチームの元教え子だった少年複数人にわいせつな行為をしたなどとして、不同意性交や不同意わいせつなどの罪で元コーチを起訴
- ・温泉施設の脱衣所で男子児童や生徒の裸を撮影し、販売する目的で児童ポルノを製造した疑いで元幼稚園職員を逮捕
- ・女子生徒にSNSを使って私的なメッセージを送り、自家用車内でわいせつな言動をしたとして、学校臨時的任用講師を懲戒免職

6月

- ・実習先の保育園で園児にわいせつな行為をした元実習生に実刑6年の判決
- ・児童養護施設で入所者の10代男性にわいせつな行為をしたとして元施設職員の男を不同意わいせつの疑いで逮捕

2025年に報道されたこども性被害報道の一部 ③

6月

- ・女子児童を盗撮し交流サイト(SNS)のグループチャットで共有したとして複数人の小学校教員を逮捕（グループチャット名をLHTと自称）
- ・無人の教室に女子児童を監禁し、わいせつな行為をしようとしたとして小学校教諭を逮捕

7月

- ・学童保育施設で男児へわいせつな行為をしたとして元学童指導員を逮捕
- ・障害者関連施設で利用者の10代女性にわいせつな行為をしたとして嘱託職員を起訴
- ・勤務先の女子生徒にわいせつな行為をしたとして公立中学校教諭を逮捕

8月

- ・教え子の女子生徒をドライブに誘ってわいせつな行為をしたとして小学校教諭を懲戒免職

2025年に報道されたこども性被害報道の一部 ④

8月

- ・教え子の女子生徒をドライブに誘ってわいせつな行為をしたとして小学校教諭を懲戒免職
- ・子ども向けプログラミング教室の生徒にわいせつ行為をするなどとして元講師を書類送検
- ・授業中にわいせつな体勢をするよう指示するなどとして高校の男性教諭を懲戒処分

9月

- ・スポーツ教室の生徒だった少女との不同意性交の罪に問われた経営者に対して懲役3年の判決
- ・わいせつな内容に加工されると知りながら卒業アルバムの顔写真を部外者へ提供した県立高校の実習助手を懲戒免職
- ・一時保護所で就寝していた10代男性を盗撮したとして児童相談所非常勤職員を書類送検
- ・勤務先の保育施設で未就学女兒にわいせつな行為をしたとしてアルバイトの保育職員を逮捕

2025年に報道されたこども性被害報道の一部 ⑤

9月

- ・指導中に教え子にわいせつな行為をしたとして学習塾の元教室長を逮捕
- ・所属する当時18歳未満だった女性アイドルにわいせつな行為を繰り返したとして芸能事務所代表を逮捕
- ・学習塾の教室内で教え子の男子中学生にわいせつな行為をしたとして学習塾経営者を逮捕
- ・児童施設で女兒にわいせつな行為などをしたとして指導員を再逮捕
- ・10代少女に現金を渡して性交し、その様子をスマートフォンで撮影、児童ポルノを製造したとして中学校教諭の男を逮捕

10月

- ・勤務先の無人の教室で複数の女兒にわいせつな行為をした小学校教諭を懲戒免職
- ・女子生徒に対し教室や教諭の自宅でわいせつな行為をしたとして高校教諭を懲戒免職

2025年に報道されたこども性被害報道の一部 ⑥

11月

- ・元教え子の女子高校生にわいせつなメッセージを送ったとして中学校教諭を懲戒免職
- ・中学、高校時代の部活動において長期間にわたる性加害を受けたとして部活動外部コーチを起訴
- ・教員らの盗撮共有グループ、7人目のメンバーとされる小学校教諭を逮捕
- ・勤務先の女子生徒に30回にわたりわいせつな行為を行ったとして高校教諭を懲戒免職

12月

- ・保育園で女兒に強制性交等を行った疑いで保育士の男を逮捕
- ・男子小学生にわいせつな行為をしたとして不同意わいせつの疑いで塾講師の男を逮捕
- ・女子高生を盗撮したとして私立高校教諭を逮捕

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

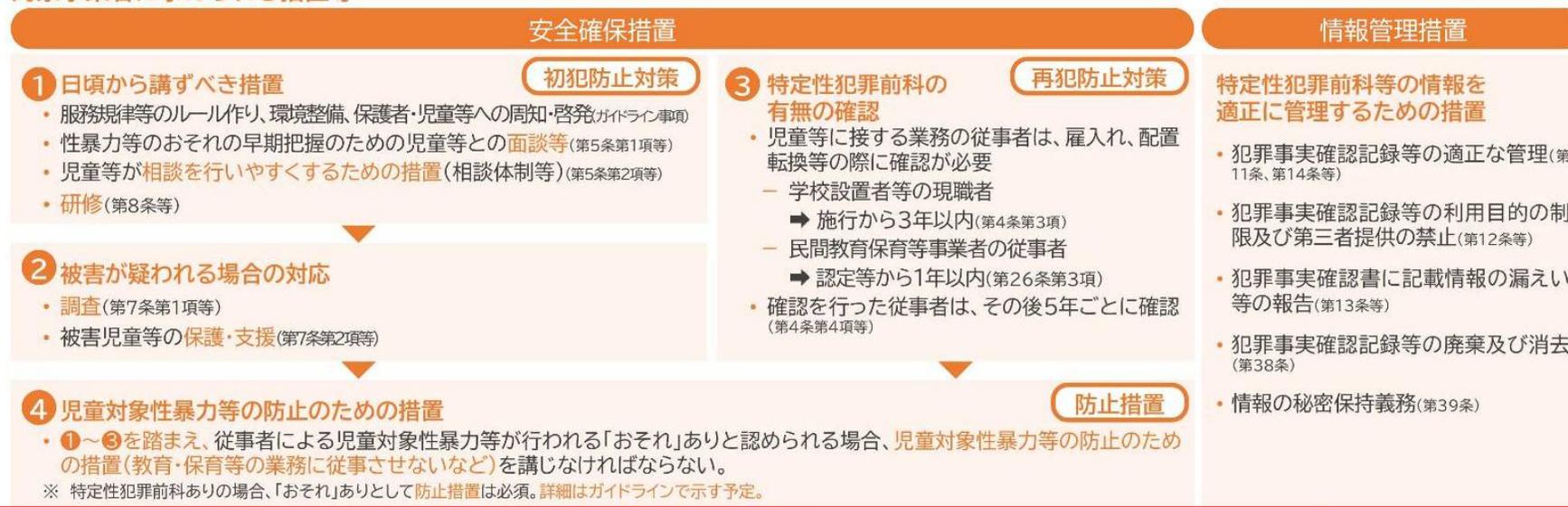
児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者	対象業務
学校設置者等 (第2条第3項) 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者	学校設置者等における教員等 (第2条第4項) 教諭、保育士等
民間教育保育等事業者 (第2条第5項) 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項) 塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等



指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期日:令和8年12月25日を予定(公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

こども性暴力防止法 ①

この法律の主な内容

性犯罪歴のある人が教育・保育など、こどもに関わる仕事に就けないようにする仕組みの導入

- ここでいう「こども」は0歳～18歳
- 確認される性犯罪は「強制わいせつ罪」や「公然わいせつ罪」などの刑法だけでなく「痴漢」「盗撮」などの迷惑防止条例も含まれる。
- 特定性犯罪前科の確認対象 「拘禁刑(服役): 刑の執行終了等から20年」「拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了): 裁判確定日から10年」「罰金: 刑の執行終了等から10年」

こども性暴力防止法 ②

この法律の主な内容

- 義務対象となる施設は保育園などの児童福祉施設、幼稚園～高校までの教育施設
- 任意での対象となる施設は、民間教育等施設(スイミング、学習塾、技芸)、認可外保育施設
- 対象となる施設で就労していて子どもに関わる職種は全員、過去の性犯罪の履歴を照会します。職員個別の公表はしませんが、施設ごとに全職員が照会済みであることを利用者に知らせる必要があります。
- 照会が終了した施設には、そのことを示す掲示物が交付されます。
- 教育・保育現場における性暴力防止のための体制整備(職員研修、防カメなど)
- こども自身への啓発や、相談・支援体制の強化

こども性暴力防止法 ③

◆この法律において私たちが行うこと

- 私たち保育園職員にとって大切なのは、日々の関わりの中で「こどもの安全と安心を最優先にする」ことです。ちょっとした違和感や不安を見逃さず、職員同士で声をかけ合い、必要に応じて園長や関係機関に相談することが求められます。
- この法律は『特別なことを新しく行う』というよりも、これまで以上にこどもの権利と安全を守る意識を高めることを目的としています。職員一人ひとりが子どもの人権を理解し、日常の保育の中で実践していくことが大切です。
- こども性暴力防止法準備検討委員会で法律の細部が検討されています。現在ガイドラインの最終案が作成されています。、令和8年12月までにこの法律が施行されることが決まっています。施行されると私たちはひとりひとり「犯罪事実確認」の手続きが求められます。「犯罪事実確認」のフローはのちほど説明します。

こども性暴力防止法 ③

◆その他の注意点(順不同)

- ・犯罪事実確認は5年に1度実施です。
- ・年に1回、こ性防法に則った対応ができているかの報告義務があります。
- ・「明日からすぐに働いてもらわないと困る！」そんな急を要する場面もあると思います。そのような時は『いとま特例』が適用されます。犯罪事実確認は行っていただきますが、「子どもと一対一」にならないよう配慮することにより、とりあえずは就労していただくことが可能です。
- ・派遣職員は派遣元ではなく、派遣先が犯罪事実確認を行う必要性があります。

日頃から講ずべき措置 (初犯対策)

日頃から講ずべき措置 ①

◆ガイドラインで示されていること 「児童等生徒性暴力」と「不適切な行為」

【児童生徒性暴力等の定義】

- :わいせつ行為をすること、させること
- :児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為
- :児童買春周旋、児童買春勧誘児童ポルノ所持、提供等、児童買春等目的的人身売買等
- :児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事、させること
- :衣服の上から又は直接に人の性的な部位、その他の身体の一部に触れること
- :衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること
- :児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント(児童生徒等を不快にさせる性的な言動)など

日頃から講ずべき措置 ②

◆ガイドラインで示されていること

【不適切な行為の定義】

：「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。

：外形上は「不適切な行為」に該当する行為も、状況によっては、問題のない場合もあり得る。しかし、対象業務従事者の意図・目的によっては、リスクのある行為であるとの認識に立つことが重要である。

：児童等の発達段階に応じて、現場で必要となる「身体接触を伴う行為」の範囲は異なるものであり、未就学児に対するものと、中高生に対するものを同等に扱うことはできない。一方、個々の児童等の発達段階や特性により、例えば小学校低学年に対して、未就学児と同様に、**信頼関係を築いていく過程で身体接触を伴う行為はあり得る**

日頃から講ずべき措置 ③

◆ガイドラインで示されていること

【不適切な行為の例】

- : 私的なコミュニケーション、面会、送迎等（オンラインを含む）
- : 私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童等の写真・動画を撮影・管理する
- : 不必要に児童等と密室で二人きりになろうとする
- : 業務上必要でないのに児童等を膝に乗せる、おんぶする など
- : 児童等が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る
- : 不必要に、更衣室や児童等が更衣中の部屋に入室する
- : 特定の児童等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする（特別扱い、グルーミング）

日頃から講ずべき措置 ④

◆ガイドラインで示されていること

【重大な不適切な行為の例】

「重大な不適切な行為」については、対象業務従事者の加害認識、児童等に与えた被害の重大性、悪質性等を踏まえて判断されることとなるが、既に述べた「不適切な行為」の例に、「執拗に」、「児童等や保護者の意に反することを認識しながら」等の悪質性が高まる要素が加わった場合には、「重大な不適切な行為」に該当し得る。

: 保護者の意に反することを認識しながら、児童等の自宅等で二人きりになる

: 児童等の意に反して、必要以上に長時間抱きしめる

: 執拗に児童等にマッサージをする

※ いずれも、状況によっては児童対象性暴力等にも該当し得る

児童対象性暴力等が疑われる場合等に 講ずべき措置

児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置 ①

【① 発覚時の初期対応】⇒まずは警察に相談

些細な情報であったとしても、真摯に受け止め、迅速に事実確認に移ることが重要である。同時に、児童等や保護者の心情(不安、不信、動揺、自責等)を踏まえ、加害が疑われた者の人権にも配慮しつつ、落ち着いて対応することが求められます。この際、事業者は、児童等の二次被害や「記憶の汚染」につながらないように配慮が求められます。保育リーガルサービスを活用してください。

【② 一時的な接触回避策としての防止措置】

児童への加害が継続していること、加害が広がることが懸念されるため、事実確認とともに接触回避策をとることが求められます。その際は児童等をこれまでであった環境から遠ざけるのではなく、加害が疑われる者を当該環境から遠ざけることが望ましいです。加害が疑われる者が刑事事件として在宅起訴された場合には、「起訴休職」の規定が就業規則にあれば適用が可能です。

児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置 ②

【③ 保護者への連絡・説明】

たとえ事実確認を十分に行うことができず、対応方針が決まっていない時点であっても、その時点で把握している事項について、丁寧に説明をすること（説明が遅れると、対象事業者が隠ぺいしていた、放置していたと疑われるリスクが生じます）

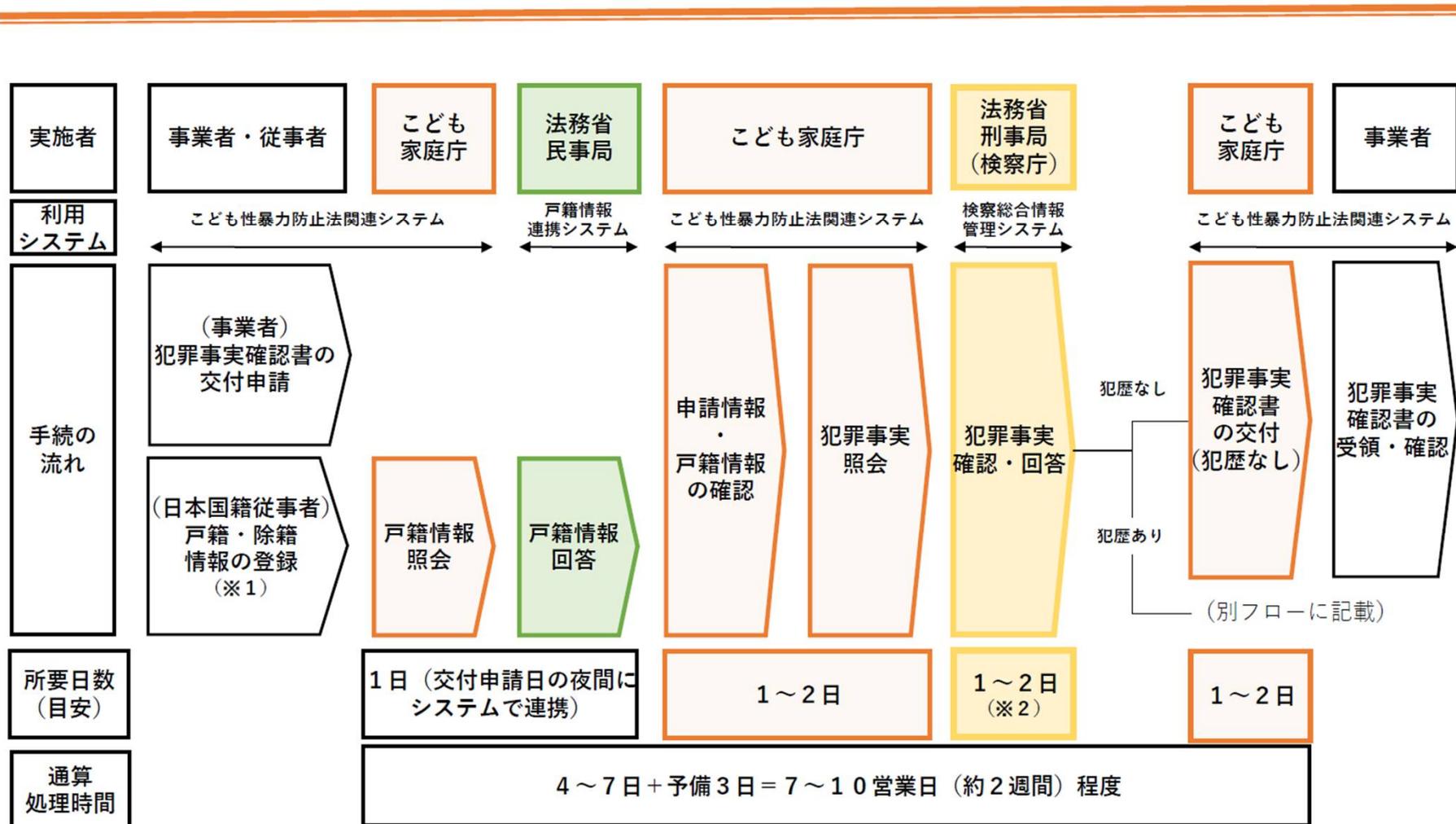
この段階では「やくいんのほけん」のレピュテーション保険がお役に立てるかも…

【④ 関係機関等との連携】⇒やはり「保育リーガルサービス」の活用をお勧めします。

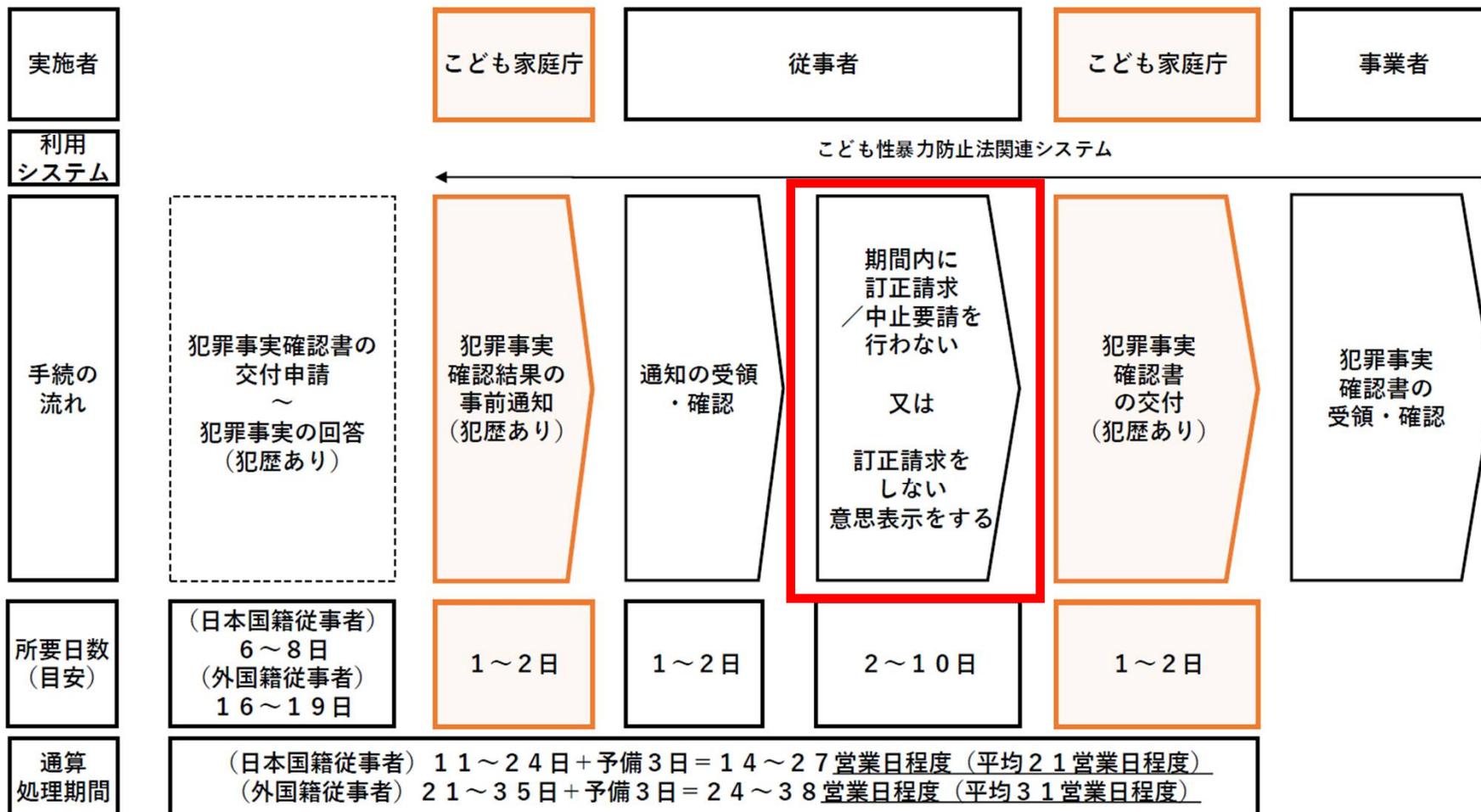
事実の有無を評価するには高い専門性が求められます。誤った事実確認及びそれに基づく事実の有無の評価は、子ども、加害が疑われる者の権利を含め、重大な影響を及ぼすことを考慮し、警察、所管行政庁等と連携して対応した事実確認を踏まえて総合的に判断することや、弁護士と連携して行うこと等が望ましいです。

特定性犯罪前科の有無の確認

犯罪事実確認の事務フロー(①日本国籍従事者・特定性犯罪歴なし)



犯罪事実確認の事務フロー(③特定性犯罪歴あり・訂正請求／犯罪事実確認の中止要請なし)



犯罪事実確認書のイメージ

犯罪事実確認書

・ 申請番号 × × × × - × × × × - × ×

・ 確認日：令和 年 月 日

(犯歴なしの場合)

・ 上記申請番号に係る申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない。

(犯歴ありの場合)

・ 特定性犯罪事実該当者の区分：第二条第八項第○号

・ 特定性犯罪の裁判が確定した日： 年 月 日

※法定記載事項のほか情報管理の留意事項等を明記

今のうちに準備する「こ性防法」①

【事業者の準備】

- 犯罪事実確認を行う対象職員の範囲決定
- 犯罪事実確認は基本的にシステム上で行います。そのため、各法人で「GビズIDプライム」の「GビズIDアカウント」の取得が必要になります。
- 「GビズIDアカウント」の取得には、①パソコンもしくはタブレット、②登記上の代表者のマイナンバーカード、③マイナンバーカードを読み取ることが可能なスマートフォン、④「③」のスマホに「マイナポータル」「GビズIDアプリ」をダウンロード、⑤電子証明書暗証番号、⑥利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要です。
- 「GビズIDアカウント」の取得は登記上の代表者ご自身が、ご自分で行うことが望ましいと考えます。登記上の代表者以外の名前で「GビズIDアカウント」を取得することはできません。

今のうちに準備する「こ性防法」②

【職員への告知】

- 「こ性防法」が令和8年12月からスタートすることの説明(この資料をご活用ください)
- 犯罪事実確認を行う対象職員であることの説明
- 犯罪事実確認は事業所の作業だけでなく、対象職員がご自身で行っていただく作業があります。
- 対象職員は「こ性防法」のシステムへご自身のマイナンバーカードの情報をアップロードする必要があります。(戸籍情報のアップロード)
- マイナンバーカードの取得、マイナポータルのダウンロード、マイナンバーカードが読み取り可能なスマホの準備

保育士特定登録取消者管理システムと日本版DBSの違い

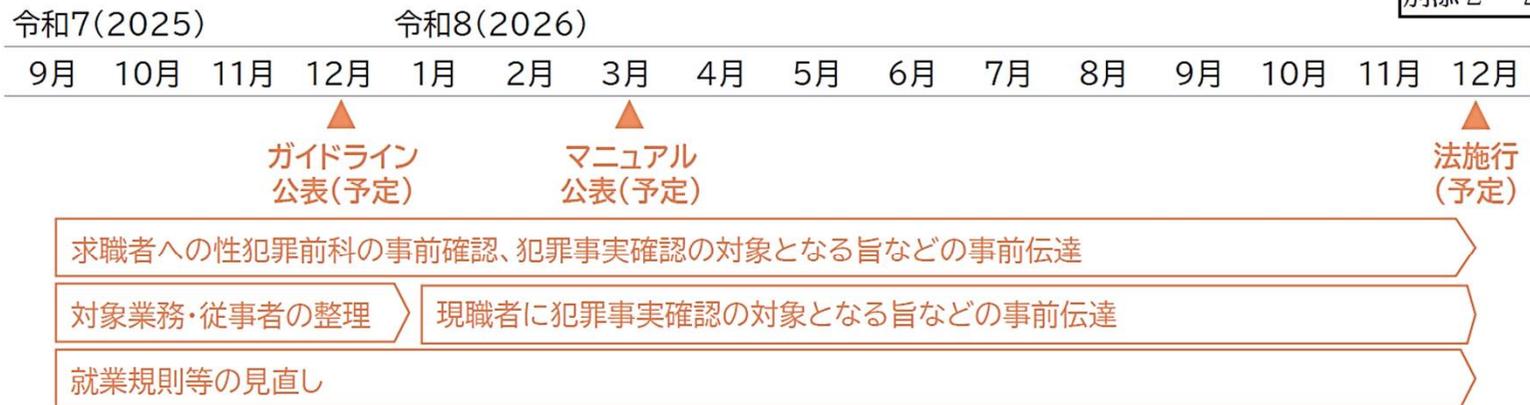
	保育士特定登録取消者管理システム	日本版DBS
施行日	令和6年4月1日	令和6年6月19日成立 令和8年度を目途
対象者	令和6年4月1日以降の採用者	新規採用および、現に勤務している職員
確認対象施設	保育所等、認可外施設等(国の確認が必要)	保育所等は義務施設、学童等は認定の後
掲載される情報	保育士資格を取り消されたかの有無	性犯罪歴の有無
確認手段	事業者自ら管理システムで実施	事業者がこ家庁に申請 一部本人も関わる
確認できる刑の種類	無し	刑法&条例違反⇒特定性犯罪 (児ポ、盗撮、痴漢等)
確認義務の有無	義務付け	義務付け
確認後の対応	事業者が適切に判断	子どもと接しない部署に配置転換
特徴	保育士資格を取り消された履歴を確認 不起訴であっても確認できる可能性あり	性犯罪を犯した過去の確認 不起訴なら確認できない

犯罪事実確認について

法施行前に対応しておくべきこと(犯罪事実確認・防止措置の準備)

こどもまんなか
こども家庭庁

別添2-2



こども性暴力防止法に基づき、犯罪事実確認・防止措置を講じるに当たり、従事者とのトラブルを防ぐため、事前の準備が必要となります。

- 犯罪事実確認の結果、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、防止措置として、雇用管理上の措置が必要となります。
- 雇用管理上の措置として、具体的には、従事者の配置転換や業務範囲の限定、内定取消し、懲戒処分などが想定されます。
- 制度開始後のトラブル防止の観点から、制度開始前のいまから、就業規則等の整備や従事者への事前の確認・伝達等を事前に行っておくことが重要です。

もし特定性犯罪前科があったら…

私たちにとって最大の懸念事項それは…

時期が来て犯罪事実確認を行う



在職者が犯した過去の犯罪事実が判明!!



配置転換？



転換できる職種がない



退職勧奨(それってできるの?)

懸念事項を解消するために 見直すポイント

- 1、児童対象性暴力等対処規程⇒性暴力の定義を定める
- 2、求人票の特記事項へ追加で記載内容⇒求職者へ周知
- 3、就業規則の改定⇒現職者へ周知
 - ・こ性防法対象者の設定
 - ・犯罪事実確認の手続に応じる義務
 - ・懲戒事由の項目追加
- 4、入職時誓約書の改定⇒経歴詐称の回避

求人票に記載する特記事項

- 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

就業規則改定案①

- (職員等)
- 第〇条 当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)第2条第4項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、第九号から第十一号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。
 - 一 園長
 - 二 副園長
 - 三 事務局長
 - 四 主任
 - 五 副主任
 - 六 保育士
 - 七 保育補助
 - 八 保健師、看護師、准看護師
 - 九 管理栄養士、栄養士
 - 十 調理員
 - 十一 事務員

就業規則改定②

(犯罪事実確認の手續に依じる義務)

- 第〇条 職員は、法人の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手續等に対応しなければならない。

就業規則改定③

- (懲戒の事由)
- 第〇条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇(注:就業規則の別条に定める懲戒の種類を列挙)】とする。
 - 法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
 - 本規則その他法人の定める規程に違反したとき。
 - 業務上の指示・命令に従わなかったとき。
 - こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
- 学歴、職歴、資格、犯罪歴等

社会福祉法人〇〇〇 職員誓約書

私は社会福祉法人〇〇〇の一員として、下記の事項を誓約いたします。

1、子どもへの誓い

子ども一人ひとりが持つ権利を尊重し、その最善の利益を第一に考えて、誠実に保育を実践します。

2、保護者への誓い

子育てのパートナーとして、保護者と信頼関係を築き、誠意をもって向き合います。

3、同僚への誓い

同じ職場で働く仲間として互いを尊重し合い、協力しながら業務に取り組みます。

4、自己の成長・専門性の保持

保育所保育指針に準拠し、保育のプロフェッショナルとして常に学び続け、自らの資質・専門性向上に努めます。

5、個人情報保護の徹底

在園児、卒園児、保護者、職員等、社会福祉法人〇〇〇が行う事業に関わる、すべての個人情報を慎重に取り扱い、守秘義務を厳守します。

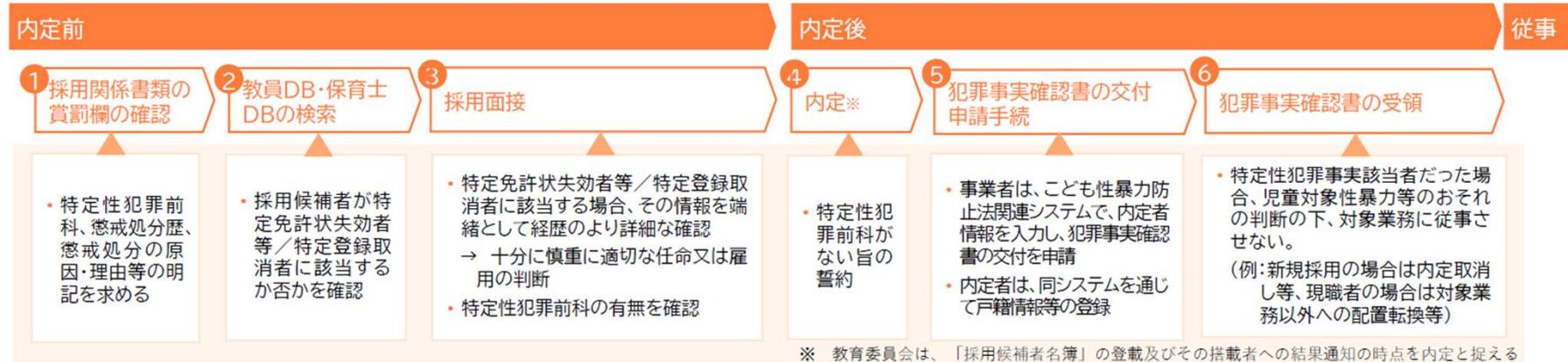
6、法令遵守（子ども性暴力防止法関係）

私はこれまで「子ども性暴力防止法」に基づく特定性犯罪を犯しておりません。また、今後も法令を遵守し、保育の専門職としての自覚を持って行動します。

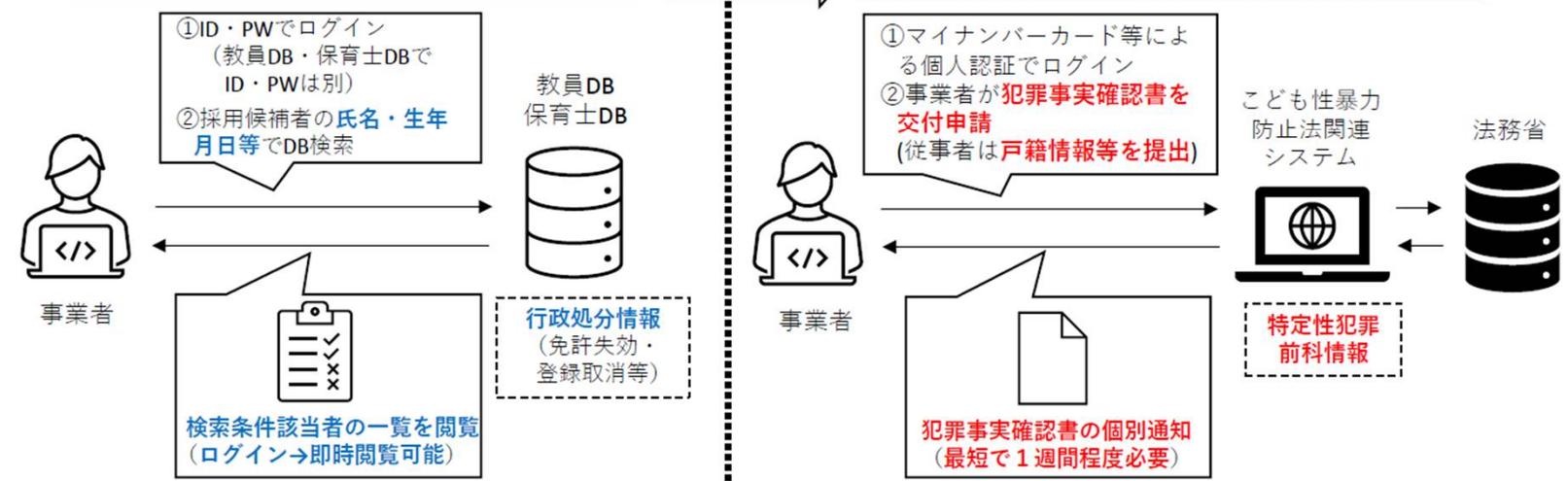
上記の内容を理解し、遵守することをここに誓約いたします。

教育職員等・保育士の採用手続フロー

・ こども性暴力防止法施行後に、同法に定める犯罪事実確認と、教員性暴力等防止法データベース（教員DB）及び保育士特定登録取消者管理システム（保育士DB）を活用した行政処分歴の確認手続は次のとおりとなる。



教員DB・保育士DB：内定前に活用 二段階手続 犯罪事実確認：内定後に実施



児童対象性暴力等の防止のための 措置について

児童対象性暴力等の防止のための措置

◆ガイドラインで示されていること

- ・職員への研修を行う
- ・服務規律等の整備・周知を行う
- ・施設・事業所環境の整備
- ・児童等や保護者への教育・啓発
- ・児童対象性暴力等を早期に把握するための相談体制を整える
- ・児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき防止措置、調査、保護等支援体制を整える

情報管理措置

情報管理措置措置

◆情報管理措置とは犯罪事実確認書をどう扱うかです

お勧めの管理措置は

「犯罪事実確認実施者が犯罪事実確認書を目で見て、

見た内容は墓場まで持っていく」

「PC内に保管する」、「サーバーに保管する」、「プリントアウトして書面で保管する」、「スクリーンショットをして保管する」等の何かしらの方法で保管する場合、情報管理措置が2段も3段も格上げされます。

最後に…

